13. (仮称)精華町第6次総合計画(中間案) パブリック・コメント意見対応表

パブリック・コメントの結果について

1. 意見を募集した案件

(仮称) 精華町第6次総合計画(中間案)

2. 募集期間

令和4年10月3日(月)~11月4日(金)

3. 意見数: 2名2件

番号	意見	意見に対する町の考え方
1	目標を達成するための具体的な取り組みとして、 放置竹林の竹を燃料とするバイオマス発電をして はどうでしょうか。放置竹林の解消になり里山の 景観保全になります。雑木林が復活し生物多様性 が回復します。また、エネルギーの地産地消にな ります。 従来竹はバイオマス燃料には不向きとされていま したが、近年その問題点を解消する技術も開発さ れています。 竹は毎年タケノコを出し、わずか数ヶ月で立派な 竹に成長します。資源としては無限と言っても良 いくらいです 南山城地域に豊富にある竹という資源を利用しな い手はないと思います。	目標達成に向けての具体な施策展開については、総合計画ではなく個別計画の「精華町第2次環境基本計画」において「枯損木・風倒木の処理、竹林の拡大防止対策の推進、木材等資源の有効活用、事業者・住民参加の森林づくりを進めます。」を掲げていますことから、今後、いただきましたご意見も参考にし、環境・経済・社会が好循環する持続可能な脱炭素社会の実現を目指し、地球温暖化防止対策に取り組んでまいります。
2	今回の総合計画の中において、生涯学習、特にスポーツ事業(施設の改修・拡充やイとんど組み込事ではないないはないないはないないののはまれているにも関いないではないののではないがではないがではないがではないがではないがではないがではないがではないが	お寄せいただいたご意見は町内体育施設の 課題についてのご提案と受け止めておりま す。体育施設の改修整備は生涯学習分野に おける重要な課題として認識しております が、総合計画の中の基本計画では基本姿勢 の記述に止めております。 町内体育施設の適正な維持管理や打越台グ ラウンドなどの具体的な改修整備計画につ いては、今後、実施計画(毎年3月に公表 する中期三か年計画)で明らかにしてまい ります。

精華町第6次総合計画 資料編

発行 令和5(2023)年3月

精華町 総務部 企画調整課

〒619-0285

京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地

電話 0774-95-1900(直通) FAX 0774-95-3971

0774-94-2004 (代表)

E-mail kikaku@town.seika.lg.jp

https://www.town.seika.kyoto.jp

